

香港、マカオ商標制度について



作成 2016年 1月 7日
改訂 2021年 2月15日

0. はじめに

香港およびマカオは1997年に英国、1999年にポルトガルからそれぞれ中国に返還され、中国の特別行政区となりました。一国二制度の原則のもと高度な自治権を享受しています。香港、マカオは中国返還後も資本主義制度を実行し、日本にとって重要な経済市場となっています。

香港、マカオ特別行政区は中国本土とは異なる商標制度を設置しており、中国で商標権を取得しても香港、マカオにはその権利は及びません。（マドプロで中国を指定しても香港・マカオには権利が及びません。）従って、香港、マカオにおいても商標を保護したい場合はそれぞれの特別行政区において権利を取得する必要があります。以下では香港・マカオでの出願業務について、簡潔に整理しています。

商標制度の比較

	香港	マカオ
商標タイプ	商品商標、役務商標、 団体商標、証明商標、 防護商標、連続商標	商品商標、役務商標、 団体商標、証明商標、
国際分類の採用	○	○
多区分制	○	×
実体審査	○	○
保護期間	10年*	7年

*2003年4月4日施行の新商標法条例以前は保護期間7年、14年ごとに更新が可能だったことから、旧法下で登録になった件については次回更新期間が到来するまでは旧法（7年または14年）が適用され、次回更新か

【全11頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

